

令和4年厚木市農業委員会3月定例総会議事録

日 時 令和4年3月25日 金曜日 午後1時30分から午後2時40分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人 2番 松 野 勝

3番 内 海 則 行 4番 新 藤 悅 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告10件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告11件)
- 3 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 5 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 6 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 8 議案第14号 新規就農者の認定について (1件)
- 9 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について (52件)

〈議長〉

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和4年厚木市農業委員会3月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〈議長〉

それでは、7番の難波博文委員、8番の井上謙治委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、2月11日から3月10日までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、4件、8筆、面積は1,785.88平方メートルでございます。

法第5条につきましては、6件、11筆、面積は2,117.76平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、10件、19筆、面積は3,903.64平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、2月11日から3月10日までに受け付け

したものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は延べ76筆、面積は延べ36,892.19平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果」について御報告いたします。

本件につきましては、令和4年3月1日付けで、横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

土地の所在地は、三田字上川原1筆、地目は田、面積は800平方メートルです。

所有者は、三田にお住まいのAさんでございます。

調査しましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、一部は平成25年4月4日付け農地法第4条の規定による農地転用許可済み、また、残地部分については農業用施設敷地として利用されており、現況が非農地であることを確認いたしました。

国の通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いにより、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、海老名市河原口5丁目にお住まいのBさん、対象地は、七沢字横畠1筆、登記地目は畠、面積は98平方メートルです。

当該土地は、昭和60年9月頃までは農地として耕作されておりましたが、翌10月頃、隣接する住宅敷地に取り込まれて以降、現在に至っているものです。

平成24年度固定資産評価証明書で、宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、2月24日に三橋委員に資料による確認をお願いしたところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、2月25日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、七沢にお住まいのCさん、対象地は、七沢字神出1筆、登記地目は畠、面積は35平方メートルです。

当該土地につきましては、平成3年、隣接地に農家分家住宅が建築された際、その敷地の一部として利用されて以降、現在に至っているものです。

平成21年度撮影の航空写真で住宅敷地の一部となっていることが確認できております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、昨年12月28日に三橋委員立会いのもと現地調査を行ったところ、1番同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、3月1日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのDさん、対象地は、上荻野字丸山1筆、登記地目は畠、面積は287平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和50年頃、隣接地に住宅が建築された際、その敷地の一部として利用されて以降、現在に至っているものです。

平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、1月25日に難波委員立会いのもと現地調査を行ったところ、1番及び2番同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、3月3日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます。

証明願提出者は、山際にお住まいのEさん、対象地は、山際字西ノ久保2筆、登記地目は2筆とも畠、合計面積は122.05平方メートルです。

当該土地は、平成17年10月頃までは農地として耕作されていましたが、東側に分家住宅を建築されたことに伴い、その駐車場敷地として利用され、以降、現在に至っているものです。

平成24年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、3月2日、梅澤委員及

び井上委員立会いのもと現地調査を行った結果、前3案件同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、3月8日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、山際字中萩原1筆、地目は畑、面積は257平方メートルでございます。

渡人は金田にお住まいのFさん、受人は同住所にお住まいのGさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、妻及び父の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、中萩野字廣町1筆、地目は田、面積は866平方メートルでございます。

渡人は中萩野にお住まいのHさん、受人は中萩野にお住まいのIです。

経営規模拡大のための贈与による所有権の移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、上萩野字久保3筆、地目は全て畑、合計面積は667平方メートルでございます。

渡人は上萩野にお住まいのJさん、受人は上萩野にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、子及び子の妻の3人です。

最後に4番でございます。

対象となる農地は、飯山字石倉1筆、地目は畑、面積は988平方メートルでございます。

渡人は横浜市鶴見区馬場4丁目にお住まいのLさん、受人は飯山にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための贈与による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。
労働力につきましては、本人及び兄の2人です。
なお、1番から4番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程5、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。
よって、日程5、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。
次に、日程6、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。
1番でございます。
対象となる農地は、愛甲三丁目2筆、地目はともに田、合計面積は489平方メートルです。
申請人は愛甲2丁目にお住まいのNさんです。
本申請は、資材置場設置のための転用許可申請です。
農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地です。
申請人は、社会福祉法人○から、現在借りている従業員用駐車場が事業所から遠く、来客用駐車場もスペースが狭いため、事業所から近い申請地を駐車場として貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は畠、南側及び北側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側に出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両

20台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、西側はコンクリートブロック3段から4段積を新設するほか、南側は既存道路擁壁、北側は既存U字溝を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に2番でございます。

対象となる農地は、三田字堰端3筆、地目は田及び畠、合計面積は752平方メートルです。

申請人は三田にお住まいのPさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

申請人は、三田で一般貨物自動車運送業を営む株式会社Qから、現在借りている駐車場を返さなければならなくなつたため、現在の駐車場から近く、同程度の面積が確保できる申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は宅地、西側、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側にコンクリート舗装にて幅8メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両9台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側は高さ2メートルの万能鋼板を新設、西側は既設擁壁を利用、南側及び北側はコンクリートブロック3段積を新設するほか、東側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透樹及び浸透トレーニング管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程6、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、上荻野字沓掛館山1筆、地目は畠、面積は416平方メートルです。

受人は有限会社R、取締役Sさん、渡人は上荻野にお住まいのTさん外1人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は自動車貿易業を営む法人で、事業拡大により新たな車両置場が必要となったことから、事業所に隣接し、管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側及び北側は道路、南側は宅地、西側は車両置場及び畠に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に幅4メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両20台分の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、周囲に高さ1メートルの単管柵及び高さ20センチメートルの板土留を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、下荻野字六反3筆、地目は全て田、合計面積は2,309平方メートルです。

借人は有限会社U、代表取締役Vさん、貸人は下荻野にお住まいのWさんです。

本申請は、使用貸借権設定による農地造成のための一時転用許可申請です。

一時転用期間は令和4年5月1日から令和5年6月30日までの約2箇月間です。

農地区分は農用地で、原則として転用の許可ができない農地に該当しますが、本申請のように耕作地の利便性を向上させるための農地造成に伴う一時転用の場合は、例外的に許可をすることができるものです。

借人は一般土木建築工事業を営む法人で、申請地を造成し、田を畠として利用するため、貸人から依頼を受けました。

なお、造成後は耕作者の孫であるXさんがイチジクを栽培する予定となっており、当該地は令和

4年1月厚木市農業委員会定例総会で、果樹の栽培を目的とした農用地利用集積計画の決定を受けております。

申請地の東側は田、西側及び北側は畠及び道路、南側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側にスロープにて設け、平均75センチメートル造成しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、隣接する畠以外は50センチメートルの平場を設け、法面は30度未満で施工する計画となっております。

当該地の土は横浜市保土ヶ谷区上菅田町の小学校建て替え工事及びコミュニティハウス新築工事に伴い発生した残土で、地質分析の結果、有害物質は含まれていないことを確認しております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

なお、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、3月9日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、猿ヶ島字髭ノ後8筆、山際字中神7筆、合計15筆、地目は田及び畠、合計面積は11,182平方メートルです。

借人はY株式会社、代表取締役Zさん、貸人は横浜市瀬谷区北新にお住まいのaさん外12人です。

本申請は、使用貸借権設定によるボーリング調査のための一時転用許可申請です。

一時転用期間は令和4年6月27日から令和4年8月3日までの約1箇月間です。

農地区分は第1種農地で、原則として転用の許可ができない農地に該当しますが、本申請のようにボーリング調査に伴う一時転用の場合は、例外的に許可をすることができるものです。

借人は食品等の流通業務施設の整備及び管理業を行う法人で、申請地が物流倉庫を建設する候補地となつたため、ボーリング調査が必要となつたことから計画地の中から13筆選定し、今回申請されました。

申請地の周囲は田、畠、水路及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、ボーリング調査用の機材及びユニック車を積んだトラックを農地へ横付けし、ユニック車でボーリング調査機材を調査位置まで運んで調査を行おうとするものです。

深さ約10メートル、直径は1箇所当たり90ミリメートルのボーリング調査を17箇所行う計画となっております。

農地への被害防除措置については、農作業でも使われる、ミニクローラータイプのユニック車を利用することで、極力農地への影響を少なくする計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならぬこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

最後に4番でございます。

対象となる農地の所在は、猿ヶ島字片池 7 筆、猿ヶ島字髭ノ後 3 筆、猿ヶ島字竹ノ内 3 筆、山際字中神 3 筆、合計16筆、地目は田及び畠、合計面積は13,463平方メートルです。

借人は株式会社 b 、代表取締役 c さん、貸人は猿ヶ島にお住まいの d さん外11人です。

本申請は、使用貸借権設定によるボーリング調査のための一時転用許可申請です。

一時転用期間は令和4年5月16日から令和5年6月23日までの約1箇月間です。

農地区分は第1種農地で、原則として転用の許可ができない農地に該当しますが、本申請のようにボーリング調査に伴う一時転用の場合は、例外的に許可をすることができるものです。

借人は建設工事の請負、企画、設計、管理およびコンサルティング業を行う法人で、申請地が物流倉庫を建設する候補地となつたため、ボーリング調査が必要となつたことから計画地の中から16筆選定し、今回申請されました。

申請地の周囲は田、畠、水路及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、ボーリング調査用の機材及びユニック車を積んだトラックを農地へ横付けし、ユニック車でボーリング調査機材を調査位置まで運んで調査を行おうとするものです。

深さ約10メートル、直径は1箇所当たり90ミリメートルのボーリング調査を20箇所行う計画となっております。

農地への被害防除措置については、農作業でも使われる、ミニクローラータイプのユニック車を利用することで、極力農地への影響を少なくする計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聽かなければならぬこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

なお、3番及び4番について、3月24日に計画地の盛土が既に始まっているとの通報があり、井上農業委員及び事務局職員で現地を確認したところ、3番及び4番の申請地境界付近の農地に幅約4メートル、高さ約50センチメートルの盛土が行われており、その上に鉄板が敷かれ、トラクター やショベルカーで作業していました。

現地確認後、代理人に電話し、状況を確認したところ事業者からの要望で元々当該地にあった土側溝を復元するように依頼を受けたため、復元するだけであれば行政の手続は不要であると判断し、着工してしまったとのことでした。

もちろん農地法の許可を取らずに、勝手に農地に盛土することは農地法違反であるため、直ちに是正するように指導を行いました。

現状は、復旧作業が行われている最中で、本日正午時点で約70パーセント農地に復旧されている状況を井上農業委員に確認していただいております。

予定では、復旧作業は本日中に全て行われることになっており、復旧後の写真も本日中に事務局へ提出されることになっております。

また、今後、このようなことがないように、農地で作業する場合等は必ず事務局へ相談するよう、厳しく指導しました。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〈難波委員〉

1番について、事業所が隣接しているとのことです、西側の有限会社Rでしょうか。

〈農地管理係主事〉

はい。現在の事業所から直接搬入することはできませんが、行き来しやすいことから選定されました。

〈難波委員〉

出入口については、問題ないでしょうか。

〈農地管理係主事〉

道路管理課と協議が済んでおり、支障はないものと聞いております。

〈梅澤委員〉

3番及び4番ですが、一時的なボーリング調査であっても許可が必要なのでしょうか。

〈農地管理係主事〉

一時的なものであっても農地に手を加える場合は、農地法の手続きが必要です。

〈井上委員〉

3番及び4番についての補足です。

先日、近隣住民から連絡があり、現地を確認したところ、バックホウを用いた盛土行為に加え、鉄板を敷き始めっていました。事務局に相談し、是正指導していただきました。

本日の12時頃、再度現地を確認したところ、7割ほど復旧されている状況であり、夕方までには復旧できるのではないかと考えます。

〈松前委員〉

4番についてですが、一時転用期間が5月16日からになっておりますが、稲作に影響はないのでしょうか。

〈農地管理係主事〉

水路に影響が生じないと土地改良区から意見をいただいております。

〈議長〉

ほかに質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

なお、先ほど説明がありましたとおり、3番及び4番については違反状況の是正中であるため、本来は、採決するまでもなく不許可相当とするべきものです。しかし、昨日発見した違反状況を是正しているとのことですので、その辺りを勘案し採決するため、1番及び2番と分けて行います。

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〈議長〉

それでは、日程7、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番及び2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程7、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番及び2番について、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程7、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」の3番及び4番について、先ほど申し上げたとおり、違反状況是正中であることを勘案し、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程7、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」の3番及び4番について、許可相当として県に進達することに決しました。

本2件については、事務局から改めて指導をお願いします。

続きまして、日程8、議案第14号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました、議案第14号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、上荻野にお住まいのeさんでございます。

eさんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第2号に規定するかがわ農業アカデミーが行う技術専修科の卒業見込証明書が交付されておりましたが、3月18日に

神奈川農業アカデミーを卒業されました。

群馬県昭和村にある露地高原野菜農家である f 農園に就労し、平成18年4月から6年間、レタスやキャベツなどの栽培管理に携わり、早朝から深夜までの作業の中で、野菜を生産、出荷を経験しております、効率よく作業を進める技術も学んできております。

耕作予定地は、この後、議案第15号で御審議いただく、上荻野字沢17筆、合計面積6,579平方メートル、通作距離が約0.8キロメートル、車で3分でございます。

キャベツやエダマメ、スイートコーン、小麦などの栽培を予定しております。

また、3年目からは、レタスのトンネル栽培も考えております。

なお、新規就農者認定申請書より、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第14号「新規就農者の認定」について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程8、議案第14号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

次の日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

なお、本議案は52番までございますが、1番については、内海委員が関係する事案です。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、内海委員の退出を求めます。

〔内海委員退室〕

〈議長〉

それでは、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

借人は下津古久にお住まいのgさんでございます。

対象となる農地は、下津古久字鎌田1筆、地目は田、面積186平方メートルでございます。

利用目的は畑、3年間の使用貸借権で、新規設定でございます。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで内海委員を入室させてください。

〔内海委員入室〕

〈議長〉

次に、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番については、井上委員が関係します。

1番と同様に井上委員の退出を求める。

〔井上委員退室〕

〈議長〉

それでは、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

続きまして、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番について、御説明申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのhさんです。

対象となる農地は、猿ヶ島字狐島23筆、地目は全て田、面積20,064平方メートルです。

利用目的は水稻、3年間の使用貸借権で、新規設定が1件、更新設定が10件でございます。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番については、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員を入室させてください。

〔井上委員入室〕

〈議長〉

次に、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の13番については、山川委員が関係します。

前案件同様に山川委員の退出を求める。

〔山川委員退室〕

〈議長〉

それでは、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の13番について、事務局の説明を求めるます。

〈都市農業支援担当主幹〉

続きまして、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の13番について、御説明申し上げます。

借人は、飯山にお住まいの i さんです。

対象となる農地は、飯山字大見原1筆、地目は畠、面積3,550ヘクタールです。

利用目的は畠、3年間の使用貸借権で、更新設定が1件でございます。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めるます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の13番については、原案のとおり決定されました。

ここで山川委員を入室させてください。

〔山川委員入室〕

〈議長〉

それでは、引き続き、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の14番から52番につい

て、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

続きまして、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」についての14番から52番まで、御説明申し上げます。

14番から52番までの合計面積は、39件、91筆、61,199.68平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が37件、83筆、54,857.68平方メートル、賃借権2件、8筆、6,425平方メートルです。

地目別では、田が20件、38筆、26,122.70平方メートル、畠は19件、53筆、35,076.98平方メートルです。

利用目的別では、水稻・水田14件、普通畠・野菜・露地野菜23件、牧草・牧畜1件、果樹2件です。

契約期間別では、1年間が1件、3年間が31件、6年間が4件、9年間が3件、新規設定10件、更新設定は29件でございます。

また、14番から18番の借人は、議案第14号で御審議いただきました、新規就農者のeさんでございます。

なお、14番から52番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の14番から52番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程9、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の14番から52番については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

令和4年3月25日

議長

議事録署名人

議事録署名人
